

報告第8号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和5年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）

令和5年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47,809千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,206千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金		千円 1,106	千円 △672	千円 434
	1 繰 越 金	1,106	△672	434
3 諸 収 入		122,133	△47,137	74,996
	1 貸付金元利収入	122,133	△47,137	74,996
歳 入 合 計		128,015	△47,809	80,206

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 128,015	千円 Δ47,809	千円 80,206
	1 商工業費	5,458	Δ672	4,786
	2 公 債 費	122,557	Δ47,137	75,420
歳 出 合 計		128,015	Δ47,809	80,206